

電力・ガス・食料品等価格高騰等対策福祉施設等支援金（介護・障害施設分）  
の申請方法について

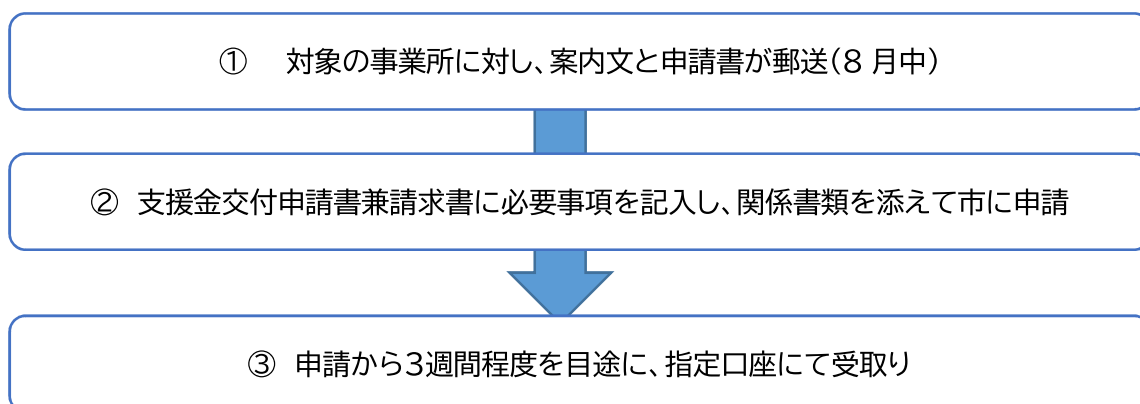
1 対象となる事業所等

令和5年4月1日現在で、始良市内に設置されており、事業実施に伴う請求がある福祉施設等。（休止中の事業所は除く。）

施設種別等		給付金の額
介護保険法に基づく施設等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 特定施設入所者生活介護事業所（※1） 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 認知症対応型共同生活介護事業所 短期入所生活介護事業所（※1） 短期入所療養介護事業所（※1）	1 定員あたり13,000円 ※1 空床利用型を除く。
	小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 通所型サービス（第一号通所事業）（※2）	1 定員あたり8,000円 ※2 通所介護及び地域密着型通所介護を実施していない事業所に限る。
	訪問介護事業所 訪問入浴事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅療養管理指導事業所 予防居宅療養管理指導事業所（※3） 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所	1 事業所あたり81,000円 ※3 居宅療養管理指導を実施していない事業所に限る。
障害者の	障害者支援施設	1 定員あたり13,000円

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に基づく施設等	共同生活援助事業所	
	短期入所事業所（※4） 生活介護事業所 療養介護事業所 自立訓練（機能・生活訓練）事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援（A型・B型）事業所	1 定員あたり8,000円  ※4 空床利用型を除く。
	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 同行援護事業所 特定相談支援事業所	1 事業所あたり81,000円
	相談支援事業実施事業所 移動支援事業実施事業所 日中一時支援事業実施事業所 地域活動支援センター事業実施事業所 訪問入浴サービス事業実施事業所	1 事業所あたり81,000円
児童福祉法に基づく施設等	児童発達支援事業所（児童発達支援センターを含む。） 放課後等デイサービス事業所	1 定員あたり8,000円
	障害児相談支援事業所	1 事業所あたり81,000円

## 2 申請から支援金受け取りまでの流れ



### 3 申請に必要な書類等

- ① 支援金交付申請書兼請求書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 各事業所(事業)の定員が確認できるもの(運営規程、指定申請書類の写し等)
- ④ 振込先の口座番号等が確認できるもの

### 4 申請期間等

令和5年8月中の申請書到着後から令和5年10月31日まで（閉庁日は除く）  
午前9時から午後5時まで

### 5 申請方法

窓口への持参又は郵送による

郵送の場合は令和5年10月31日必着とする

申請期間を過ぎた場合、如何なる理由であっても受付はできません。

### 6 申請書の提出先

介護保険法による施設等	始良市役所長寿・障害福祉課 介護保険係
総合支援法及び児童福祉法(障害児関係)による施設等	始良市役所長寿・障害福祉課 障害者福祉係